

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第14号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（証券をもってする歳入の納付）</p> <p>第22条の2 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 令第156条第1項第1号の規定による支払地の区域は、<u>全国の区域</u>とする。</p> <p>5から10まで （略）</p> <p>（指定納付受託者による納付）</p> <p>第22条の3 主管の長は、<u>法第231条の2第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>（以下「<u>指定納付受託者</u>」という。）を指定しようとするときは、<u>指定納付受託者から四日市市に対する納付に関する事項について</u>、あらかじめ、会計管理者と協議しなければならない。協議の内容に変更が生じるときも、同様とする。</p>	<p>（証券をもってする歳入の納付）</p> <p>第22条の2 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 令第156条第1項第1号の規定による支払地の区域は、<u>四日市手形交換参加地域</u>とする。<u>ただし、指定金融機関が受け入れる場合にあつては、金融機関の加入する手形交換所の手形交換参加地域とする。</u></p> <p>5から10まで （略）</p> <p>（指定代理納付者の指定）</p> <p>第22条の3 主管の長は、<u>法第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>（以下「<u>指定代理納付者</u>」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、会計管理者と協議しなければならない。協議の内容に変更が生じるときも、同様とする。</p> <p><u>2 市長は、指定代理納付者を指定し、</u></p>

<p>(物品の修繕)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p>(物品の修繕)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 物品の修繕のうち自動車の修繕については、四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程(昭和45年四日市市訓令甲第1号)第18条の規定によらなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p>
---	--

改正後				
別表第1 (第4条の3及び第4条の5関係)				
委任等を受ける事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略) ・金融機関の窓口取扱時間外における所管事務以外の現金の出納保管事務(会計管理課の出納員に限る。) (略)	(略)		
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
会計管理課	課長	(略)		

(略)				
四日市公害と環境未来館	(略)			
地場産業振興センター	商業労政課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
食肉センター食肉卸売市場	(略)			
(略)				
清掃事業所	環境事業課長	(略)		
保育園	(略)			
(略)				
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
マイナンバーカードサービスセンター				
楠交流会館	市民生活課長			
市政情報センター	総務課長			
(略)				

改正前				
別表第1 (第4条の3及び第4条の5関係)				
委任等を受ける事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略) ・金融機関の窓口取扱時間外における所管	(略)		

	事務以外の現金の出納保管事務（ <u>会計管理室</u> の出納員に限る。） (略)			
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
<u>会計管理室</u>	<u>室長</u>	(略)		
(略)				
四日市公害と環境未来館	(略)			
食肉センター食肉卸売市場	(略)			
(略)				
清掃事業所	<u>生活環境課長</u>	(略)		
<u>クリーンセンター</u>	<u>生活環境課長</u>	<u>所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員</u>	<u>所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員</u>	<u>所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員</u>
保育園	(略)			
(略)				
市民窓口サービスセンター	市民課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
<u>三重北勢地域市場産業振興センター</u> （市民課）				
楠交流会館	市民生活課長			
市政情報センター	総務課			
(略)				

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第148条関係）

自動車事故報告書

四日市市長

下記のとおり、自動車事故がありましたので報告します。

年 月 日

報告責任者 所属
職・氏名

事故発生日時		年 月 日 () 時 分 (天候)			
事故発生場所					
道路の状態		幅員 m・			
自動車の概要	当方	・車名	・年型	・車種	・車番
	相手方	・運転手職氏名	・年齢	・運転経験年数	
		・車名	・年型	・車種	・車番
		運転手住所	・氏名	・年齢	・運転経験年数
事故の原因					
事故の概要					
損害・負傷の程度	当方		損害	車両	その他 (円)
	相手方		金額	車両	その他 (円)
事故処理の顛末					
平素の車両管理の状況					
その他必要事項					
事故責任についての主管の長の意見					
		部課 (所) 長 氏名			

※ 経由 (会計管理課)、合議 (人事課、調達契約課、管財課)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第22条の2第4項の改正は、令和4年11月4日から施行する。

(会計管理室)